

告示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小川 裕 嗣

<p>川口草加線</p>	<p>路線名</p>
<p>草加市柳島町字道通八七五番二地先から 同市谷塚上町字野発六〇四番地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和八年二月二十七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和八年二月二十七日 付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第四号 で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長四一三・九四メートル</p>	<p>備考</p>